

庄内地域水道事業の統合に係る公営企業会計システム構築業務

仕様書

令和 7年 4月

鶴岡市上下水道部総務課

1 案件名称

庄内地域水道事業の統合に係る公営企業会計システム構築業務

2 業務の目的

庄内地域の鶴岡市（以下「本市」という。）、酒田市及び庄内町の水道事業統合に伴い、構成市町が共通して使用する公営企業会計システムを構築し、会計業務の効率化及び適切な経営管理を行うことで、持続可能な事業運営に向けた新たな業務・運用サイクルの確立を目指す。

3 契約期間

(1) システム構築業務

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、システム納入期限は令和 8 年 2 月末とする。

(2) システム保守管理等業務

令和 8 年 4 月 1 日を本稼働日とし、当該日から令和 13 年 3 月 31 日までの 60 ヶ月とする。

※ システム構築業務は令和 7 年度に契約を行うものとする。システム保守管理等業務は、令和 8 年度に契約を行うものとする。

4 業務実施に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 受注者は、システムの機能が十分に発揮できるよう本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ② 受注者は、業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ③ 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
- ④ 受注者は、業務の履行に関する報告書等を、指定された期日までに発注者に提出しなければならない。
- ⑤ 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

(2) 契約方法

受注者と企画提案書等を基に事前協議を行い、本業務の契約を締結する。

(3) 計画準備

- ① 受注者は、全体作業の工程、各部署間との連携・連絡、その他諸状況を勘案のうえ作業計画を立案すること。
- ② 受注者は、作業工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、発注者と協議のうえ指示に従わなければならない。
- ③ 業務を適切かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に緊密な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。
- ④ 業務の着手時及び区切りにおいて、受注者は発注者と調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。

(4) 業務従事者等

受注者は、適正な体制のもと業務を遂行するため、次の業務従事者を定めて発注者に届け出るものとする。

① 業務責任者（プロジェクトリーダー）

業務責任者は、業務に精通し、かつシステム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画・指導を行うもので、本仕様書に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理する。

② 業務従事者

業務従事者は、システム構築・導入等の作業に習熟し、業務の円滑、迅速な進行を図るものとし、業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができるものとする。

(5) 一括再委託等の禁止

業務の一部または一括して再委託をすることを原則として禁止するが、再委託事項を明記した書類(任意様式)を作成し、参加申込書と併せて提出を行い発注者が認めたものに関してはこの限りではない。

(6) 瑕疵担保

成果品の引き渡し後1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、直ちに発注者の求めに応じること。また、瑕疵担保期間終了後でも、受注者の重大な過失が発見された場合は、担保の対象とする。

(7) 個人情報の保護

① 受注者は、鶴岡市個人情報保護法施行条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令にかかる研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。

② 受注者は、業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。

③ その他必要に応じて、発注者と協議のうえ個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(8) 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

5 業務内容

(1) システム構築業務

① 会計基本（日次業務、納付書業務、月次業務、消費税関連、決算、照会）

② 予算編成（当初・補正、予算要求、予算入力、予定仕訳、決算見込等）

③ 固定資産（検索、入力、伝票連動、照会、シミュレーション）

④ 企業債（検索、入力、伝票連動、照会、シミュレーション）

⑤ 貯蔵品（入庫、出庫、伝票連動、月次業務）

⑥ 決算統計（統計入力-20～24表、40表、45表、表内・表間突合等）

⑦ 経営分析（分析表、比較損益・貸借、各比較表等）

⑧ ①～⑦の関連（元利償還に対する繰入金管理、補てん財源管理等）

⑨ 電子決裁（各伝票データ保存（PDFファイル）、請求書等のデータ保存（PDFファ

イル)、決裁入力、決裁状況確認、保存した伝票データ等のタイムスタンプ付与) ※電子押印は除く

〈 留意事項 〉

- ◇ 地方公営企業会計制度に対応し、地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則等の法令等に基づいたシステムであること。
- ◇ 平成24年4月適用の資本制度の見直し、平成26年度予算及び決算から適用された「地方公営企業新会計基準」に対応したパッケージシステムであること。
- ◇ 複数事業(水道事業、簡易水道事業など)を同時稼働できるシステムであること。また、各種帳票はそれぞれの事業で損益・貸借を管理でき、各種帳票は個別又は合算でも集計できること。
- ◇ 提案システムにおける集計処理(消費税集計・決算統計等)が正しく行われることを前提に構築業務を行うこと。
- ◇ 消費税計算・算出・申告関連、キャッシュフロー計算書、決算統計関連業務等、決算処理に必要な仕様については、全てシステム上で完結できる仕様であること。
- ◇ 機能確認書兼要求仕様回答書において、代替え案を含め導入可能と回答した仕様については、提案するシステム上において処理が完結できること。
なお、処理の途中より発注者職員によるExcel管理等を余儀なくされた場合には、提案事項における重大な瑕疵として厳格に対処する。
- ◇ 予算科目・勘定科目・摘要・マスタ・区分・集計用設定等、導入時に必要になる工程については、設定誤り等が発生しないよう受託者が責任を持って案を作成すること。
※「摘要」とは、末端科目における全ての内訳について「コード管理」を行うことを目的に、正しいデータ抽出を可能にするための機能名称を指すものとする。なお、同一の機能名称が各提案システムにより異なることについては、仕様の問題ないものとする。
- ◇ 受注者が作成した設定案は、発注者の検収後に提案システムへ反映すること。
- ◇ 科目・勘定科目は、節までを基本構成とし、可能な限りシンプルな構成案を作成すること。
- ◇ 予算科目に対する摘要は、全てコード管理を行い摘要ごとに特定収入を含む消費税区分の正しい設定を行うこと。
- ◇ 固定資産データは、提案システム機能が十分活用できるよう受注者が責任を持って現行台帳のチェック・移行案の提示を行うこと。
- ◇ 固定資産システムの管種・口径データは、現行の固定資産台帳に記載されている内訳を目視により確認のうえ正しく設定できること。
- ◇ 現行データに不備等が発覚した場合は、受注者は発注者へ報告のうえ協議を行い移行手法の提案を行うこと。
- ◇ 本システムの機能要件については、「機能確認書兼要求仕様回答書」に記載する項目の内「E」と回答したもの以外の全てを満たすものとする。

(2) システム保守管理等業務

- ① ソフトウェア等保守

- ② 問い合わせ対応・業務支援
- ③ その他関連業務

6 システムの稼働時期

システムの本稼働は令和8年4月1日とする。

7 システム全般

- (1) 採用するシステムは、基本的に業務受託者が地方公共団体向けに「自社設計・自社開発」を行ったパッケージソフトであること。

なお、提案事業者以外が設計・開発したパッケージシステムを提案する場合は、設計・開発元の企業名を提示し、打合せ・導入・開発・問合せ等、本業務に係る各社の役割・連絡ルート（課題・問題発生時を含む）等について、不明点がないよう企画提案書に全て明記すること。

- (2) 本業務に関する導入・保守の従事者は、本業務の業務受託者が雇用する正規雇用社員が対応すること。

- (3) 本業務に関し、以下の業務に従事する者を第三者へ委託することを禁止する。

- ① 業務責任者(プロジェクトリーダー)及び担当営業
- ② 定例会、各打合せの進行役を担う担当者
- ③ システムについて、機能説明、打合せ、仕様決めを行う担当者
- ④ データ移行に関する説明、打合せ、仕様決めを行う担当者
- ⑤ 操作説明を行う担当者
- ⑥ 稼働後の保守を行う主の業務従事者

- (4) 納入場所

山形県鶴岡市のぞみ町2番10号
鶴岡市上下水道部総務課 ほか

- (5) サーバとデータ等バックアップ機器及び伝票等電子データ保存用媒体の保管場所
受注者が提案するデータセンター内

- (6) ハードウェア機器の搬入設置及び現地調整を行い、提案システムが稼働するまで必要となる作業を行うこと。

- (7) 必要となるテストについては、余裕を持って準備対応を行い、令和8年1月末までには全て完了していること。

- (8) データ提供に関する事項

- ① 既存システムの全てのデータを調査・分析のうえ責任を持って移行すること。
- ② 既存データにおける質疑事項については、受注者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成すること。質疑表は、質疑先の部署と回答期限を明記のうえ発注者へ提出すること。
- ③ 質疑表は、発注者より各部署及び既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。
- ④ データの提供方法は、鶴岡市、酒田市、庄内町が現在契約中の事業者とそれぞれ契約締結を行い、発注者より受注者へCSV形式等によりデータを提供することを前提とする。

- (9) 本稼働までに必要な研修を実施し、業務に支障が出ないように必要に応じて運用支援体制を確立のうえ、安定稼働に向け万全の体制を構築すること。また、本稼働後における運用期間においても同様とする。
- (10) 操作及びシステムに関する問い合わせ等に対して、運用・管理サポート全般について迅速に対応すること。
- (11) システムの操作方法に付随する経理の処置方法や実務内容等の問合せに対しても、業務に精通したスタッフにより、適切な助言等、必要に応じた支援を行うこと。
- (12) 障害発生時は、適切な初動と暫定策及び恒久策について判断を行い業務に支障がないよう迅速な復旧対応を行うこと。
- (13) 年間の保守実施計画を立て、定期保守等必要な対応を実施すること。
- (14) システムデータは、バックアップスケジュールの設定を行い、毎週月曜日から金曜日までの世代管理を行うこと。なお、DATテープ等により職員が日々バックアップ対応するような手法は認めないものとする。

8 機器関連

(1) 機器スペック

業務の内容や稼働年数5年程度を勘案し、受注者が推奨する機器を選定することとするが、(2) 機器数量の品目欄記載の仕様同等以上とする。

(2) 機器数量

以下に示す調達数量について見積ること。

分類	品目	設置場所	調達数量
サーバ関連 ※ラック使用	サーバ (ラック型) ※RAID5同等以上	データセンター	1台
	バックアップ媒体 (NAS等)	データセンター	1台
	伝票等電子データ保存用媒体	データセンター	1台
クライアントPC関連	A4ノート型 (15.6インチ液晶) ※Core i5-1335U同等以上	庄内町本部	9台
		鶴岡事務所	3台
		酒田事務所	3台
合計			15台
プリンター関連	A3モノクロレーザー ※トレイ2段 (250枚以上/1段)、 A4片面39枚/分同等以上、両面印刷	庄内町本部	2台
		鶴岡事務所	2台
		酒田事務所	2台
合計			6台
スキャナー	A4ドキュメントスキャナー ※A4片面30枚/分同等以上	庄内町本部	2台
		鶴岡事務所	1台
		酒田事務所	1台
合計			4台

9 各システムのライセンス数

公営企業会計システム	庄内町本部	鶴岡事務所	酒田事務所	合計
会計基本	9	3	3	15
納付書	9	3	3	15
予算編成	7	2	2	11

固定資産	5	0	0	5
企業債	5	0	0	5
貯蔵品	1	1	1	3
決算統計	5	0	0	5
経営分析	5	0	0	5
電子決裁	9	3	3	15

10 ソフトウェア仕様

提案するシステム構成に必要となるソフトウェアについて、発注者が推奨するものを選定すること。また、ウィルス対策、電源管理、バックアップスケジュール管理等に必要となるソフトウェアについても見積構成に含めること。

なお、ウィルス対策ソフトの最新版への更新方法については、指定フォルダー内に更新ファイルを保存することで、各クライアントPC起動時に自動更新されるよう設定を行うこと。最新の更新ファイルの取得及び指定フォルダー内への保存対応については、発注者のセキュリティポリシーに基づき管理するため、本業務の見積構成には含めないこと。

11 ネットワーク構成仕様

- (1) 企業団本部と事務所の2か所及びデータセンター間のネットワーク構築を行うこと。企業団本部と事務所の事業所内ネットワークは無線LAN (Wi-Fi接続) とする。
- (2) 各ハードの納品時には、設置箇所におけるWi-Fi接続用機器、電源ケーブル等について、配線の結束やモールなどの必要な措置について責任をもって対応すること。
- (3) タイムスタンプ付与の為の外部接続以外は、インターネット接続は行わないこと。

12 その他

本業務において、発注者が求めるシステムの正常・安定稼働に関わる構成要素のあるセットアップ作業の全てを含むものとする。

また、修正パッチやサービスパックがリリースされているものについては、適用前に必ず事前検証を実施のうえシステム稼働に影響を与えないよう対応すること。なお、万が一システム動作に影響した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに指示を仰ぐこと。